

秋田県警察署協議会に関する規則

平成13年3月16日
公安委員会規則第5号

改正 平成16年12月公安委員会規則第13号 平成17年3月公安委員会規則第4号
平成17年9月公安委員会規則第13号 平成17年9月公安委員会規則第16号
平成31年3月公安委員会規則第2号 令和2年12月公安委員会規則第6号
秋田県警察署協議会に関する規則次のように定める。

秋田県警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項並びに秋田県警察署協議会条例（平成13年秋田県条例第43号。）第3条第1項及び第8条の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の議事の手続その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、別表に定めるところによる。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が、警察署長（以下「署長」という。）と協議の上、招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の改選後、最初に開かれる会議は、署長が招集するものとする。

3 署長は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の開催、その他必要な活動を求めることができる。

(議事)

第4条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による協議会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法により委員の承認を得ることにより、協議会の決議に代えることができる。

(会議録)

第6条 協議会に、会議録を備え付けるものとする。

(公表)

第7条 協議会における議事の概要は、会長と署長が協議の上、公表するものとする。

(合同警察署協議会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、他の協議会に申し入れて、合同警察署協議会を開催することができる。

(報告)

第9条 署長は、協議会の開催状況を、警察本部長（以下「本部長」という。）を経て公安委員会に報告するものとする。

(会長会議)

第10条 公安委員会は、各協議会の運営について協議、情報交換を行うため、警察署協議会会長会議（以下「会長会議」という。）を開催することができる。

2 会長会議には、本部長の出席を求めるものとする。

3 会長会議の庶務は、警察本部警務部総務課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、各協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日公安委員会規則第4号）

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月16日公安委員会規則第13号）

この規則は、平成17年9月20日から施行する。

附 則（平成17年9月30日公安委員会規則第16号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日公安委員会規則第6号）

この規則は、令和2年12月25日から施行する。

別表（第2条関係）

警察署協議会	委員の定数
秋田県鹿角警察署協議会	5人
秋田県大館警察署協議会	8人
秋田県北秋田警察署協議会	6人
秋田県能代警察署協議会	10人
秋田県五城目警察署協議会	7人
秋田県男鹿警察署協議会	5人
秋田県秋田臨港警察署協議会	8人
秋田県秋田中央警察署協議会	13人
秋田県秋田東警察署協議会	9人
秋田県由利本荘警察署協議会	13人
秋田県大仙警察署協議会	12人
秋田県仙北警察署協議会	5人
秋田県横手警察署協議会	11人
秋田県湯沢警察署協議会	7人